

2023.10.1「インボイス制度」はじまる

インボイス制度登録説明会

10月1日から「インボイス制度（適格請求書保存方式）」が始まる予定です。この適格請求書を発行できるのは、税務署に適格請求書発行事業者の登録を行ない、登録番号を交付された事業者に限られます。

組合では引き続き、集会・署名・要請行動など反対運動を取り組みながら、下記の日程で登録説明会を開催します。（要予約）

現在、税務署へ書類を申請しても、インボイスの発効には2か月程度かかります。

参加費：無料

開催日時

8月9日（水） ①10：00～

8月9日（水） ②14：00～

8月29日（火） ③10：00～

8月29日（火） ④14：00～

持ち物

過去2年分（令和3年分、令和4年分）の確定申告書控、筆記用具

インボイス制度が始まった場合に赤字でも納付する事になる消費税額の目安です。税額は簡易課税制度の場合で区分が第一種から第六種事業まであります。建設業で働く多くの方は、第三種または第四種事業になります。

事業収入	材料を仕入れている人 （第3種事業）		手間請けの人 （第4種事業）	
	年間	月額	年間	月額
900万円	245,300円	20,442円	327,100円	27,258円
800万円	218,000円	18,167円	290,700円	24,225円
700万円	190,700円	15,892円	254,400円	21,200円
600万円	163,500円	13,625円	218,000円	18,167円
500万円	136,200円	11,350円	181,700円	15,142円
400万円	108,900円	9,075円	145,300円	12,108円
300万円	81,700円	6,808円	108,900円	9,075円
200万円	54,400円	4,533円	72,600円	6,050円
100万円	27,100円	2,258円	36,200円	3,017円

・建設業は、「第三種事業」に該当します。
但し、【加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます】とあります。
・「役務の提供」となる場合、事業区分は第三種事業には該当せず、第四種事業に分類されることとなります。

インボイス登録を選択した場合

※登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要で、消費税を納付します。

	8月9日（水） ・1回目:10:00～ ・2回目 14:00～		
	8月29日（火） ・3回目:10:00～ ・4回目 14:00～		
お名前		携帯番号	
住所	〒		

支部では、インボイス制度に関する個別相談を行います。予約の上、ご相談ください。

主催：神奈川土建一般労働組合横浜鶴見支部

TEL:045-508-5101 FAX:045-508-5253